

第 84 号 議 案

東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 11 月 27 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例を廃止する等の
条例

(東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例の廃止)

第 1 条 東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例（平成24年長崎県条例第 7 号）は、廃止する。

(ながさき森林環境税条例の一部改正)

第 2 条 ながさき森林環境税条例（平成18年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第 2 条 平成19年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第10条</u>の規定にかかわらず、同条に規定する税率に500円を加算した額とする。</p>	<p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第 2 条 平成19年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例（平成24年長崎県条例第 7 号）第 1 条</u>の規定にかかわらず、同条に規定する税率に500円を加算した額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による廃止前の東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例第1条の規定は、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税について、なおその効力を有する。
- 3 第2条の規定による改正後のながさき森林環境税条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）による地方税の特例の期間満了に伴い、条例の廃止及び所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。